

大阪市北区西天満5丁目2番18号
株式会社エコ関西 代表取締役 末川 吉則 様

大阪府知事 吉村 洋文

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令について

貴社は、貴社が運営する「エコショップ」と称する宣伝講習販売会場（以下、「エコショップ」という。）において、一般消費者に販売する「ウォーキングイオン棒」、「アイセファイブ」、並びに「プチイオン棒」と称する3種類の電気マッサージ器（以下総称して「イオン棒」という。）及び「EPマルチプレート」と称するセラミック製の板状の機器（以下「マルチプレート」という。）（以下イオン棒とマルチプレートを総称して「本件商品」という。）について、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第5条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令します。

1 命令の内容

(1) 貴社は、エコショップにおける本件商品の販売に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、大阪府知事の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、イオン棒を一般消費者に販売するに当たり、イオン棒が静電気コントロール機器であると称して、その効果効能について、たとえばエコショップ内において貴社従業員が口頭の勧誘により、体の不調の原因となる静電気を除去することにより、「癌、認知症に効果がある」など、別表1の「エコショップ名」欄記載のエコショップにおいて、別表2の「表示媒体」欄に記載の媒体により、「表示期間」欄に記載の期間に、「表示内容」欄に記載のとおり告げる等、あたかも、イオン棒に疾病等の治療に効果があるかのように表示して、一般消費者を誘引していたこと

イ 実際には、イオン棒は、別表2の「表示内容」欄に記載の効果効能等を表示する合理的な根拠がない商品であったこと

ウ 貴社は、マルチプレートを一般消費者に販売するに当たり、マルチプレートが素粒子プレートであると称して、その効果効能について、たとえばエコショップ内において「テレビの前に置く 電磁波・ブルーライトの悪影響を軽減します 脳神経を守るマイクログリアが守られます」、「パソコン・プリンターの下に敷く VDT症候群から守られます スマホ・ゲームなどから脳・目を守ります」、などと記載された書面を配布するなど、別表1の「エコショップ名」欄記載のエコショップにおいて、別表2の「表示媒体」欄に記載の媒体により、「表示期間」欄に記載の期間に、「表示内容」欄に記載のとおり表示する等、あたかも、マルチプレートに各種の効果効能があるかのように表示し、一般消費者を誘引していたこと

エ 実際には、マルチプレートは、別表2「表示内容」欄に記載の効果効能等を表示する合理的な根拠がない商品であったこと

オ 前記ア及びウの表示は、前記イ及びエのとおりであって、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて講じた措置について、速やかに文書をもって大阪府知事に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社エコ関西（以下「エコ関西」という。）は、大阪市北区西天満5丁目2番18号に本店を置く事業者である。
- (2) エコ関西は、エコショップを自ら運営し、本件商品の販売を行っている。
- (3) エコ関西は、取引先事業者から本件商品を仕入れ、エコショップにおいて一般消費者に販売するにあたり、表示内容を自ら決定している。
- (4) エコ関西は、イオン棒を一般消費者に販売するに当たり、イオン棒が静電気コントロール機器であると称して、その効果効能について、たとえばエコショップ内において貴社従業員が口頭の勧誘により、体の不調の原因となる静電気を除去することにより、「癌、認知症に効果がある」など、別表1の「エコショップ名」欄記載のエコショップにおいて、別表2の「表示媒体」欄に記載の媒体により、「表示期間」欄に記載の期間に、「表示内容」欄に記載のとおり告げる等、あたかも、イオン棒に疾病等の治療に効果があるかのように表示して、一般消費者を誘引していた。
- (5) エコ関西は、マルチプレートを一般消費者に販売するに当たり、素粒子プレートであると称するなどして、その効果効能について、たとえばエコショップ内において「テレビの前に置く 電磁波・ブルーライトの悪影響を軽減します 脳神経を守るマイクログリアが守られます」、「パソコン・プリンターの下に敷く VDT症候群から守られます スマホ・ゲームなどから脳・目を守ります」、などと記載された書面を配布するなど、別表1の「エコショップ名」欄記載のエコショップにおいて、別表2の「表示媒体」欄に記載の媒体により、「表示期間」欄記載の期間に、「表示内容」欄に記載のとおり表示する等、あたかも、マルチプレートに各種の効果効能があるかのように表示し、一般消費者を誘引していた。
- (6) 大阪府知事は、前記(4)及び(5)の表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、エコ関西に対し、期間を定めてイオン棒及びマルチプレートの表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、エコ関西は、当該期間内に表示にかかる裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、エコ関西は、自己の販売する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、これらの表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

(教示)

略